

4月7日(日)は 愛媛県議会 議員選挙 の投票日です

選挙は、住民の声を政治に生かす最大の機会です。

お金のかからない、きれいな選挙を実現するため、みんなで正しいルールを守って、あなたの意思で投票するようにしましょう。

◆投票時間

4月7日(日)7時から20時まで(一部の投票所については19時まで)の間、町内18の投票所で一斉に投票を行います。

投票の際には、入場券をお持ちください。入場券を忘れたり紛失された方は、投票所で再交付しますので、係にお申し付けください。

◆投票できる人

この選挙で投票できる方は、平成30年12月28日以前から鬼北町の住民基本台帳に登録されている方(他の市町村からの転入者にあつては、平成30年12月28日以前に転入届をした方)で引き続き鬼北町に住所を有し、かつ平成13年4月8日以前に生まれ、鬼北町選挙人名簿に登録されている方です。ただし、失権者を除きます。

【12月29日以降に転入された方の投票】

県内の他の市町から平成30年12月29日以降に鬼北町に転入された方は、前住所地の市町で投票することになります。

なお、投票する際には、必ず市町長から交付を受けた「引き続き愛媛県内の区域内に住所を有する旨の証明書」(引き続き証明書)の発行を受けるか、「引き続き愛媛県の区域内に住所を有すること」の確認を受けていただく必要があります。詳しくは、町民生活課戸籍住民係までお問い合わせください。

期日前投票制度

投票は、投票日当日に行うことが原則ですが、仕事やレジャー等で当日投票日に出向いて投票することができない場合は、投票日の前であっても投票することができ、る制度です。

【期日前投票期間】

3月30日(土)～4月6日(土)

【期日前投票所】

▼鬼北町役場2階応接室

▼鬼北町役場日吉支所1階会議室

【受付時間】

8時30分～20時

※日吉支所は18時まで

不在者投票制度

ただし、愛媛県議会議員選挙の当日に18歳になる方で、期日前投票をしようとする日にはまだ17歳である方は、期日前投票所に来ても、従来の不在者投票での投票となりますのでご注意ください。

都合で他の市町村へ滞在されている方などは、不在者投票制度により、次の方法で投票することができます。

- ① 滞在地から請求して行う方法
- ② 不在者投票ができる病院や老人ホーム等に入院・入所している

方で、その施設長が本人の申し出により請求する方法

③ 身体障害者手帳をお持ちの方等、一定の要件に該当する方で、選挙管理委員会に事前に申請されている方が郵便で請求する方法があります。



明るい選挙
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

詳しいことは、
鬼北町選挙管理委員会に
お問い合わせ
ください。

☎ 鬼北町選挙管理委員会 内線2290

